

令和4年度 第2回

羽幌町国民健康保険運営協議会 議 事 録

議事録署名委員

議長

磯崎 清人

委員

森 光君代

委員

佐々木 真実子

令和4年度第2回羽幌町国民健康保険運営協議会 議事録

会議名 令和4年度第2回羽幌町国民健康保険運営協議会

開催日時 令和5年3月15日(水) 午後3時30分～午後3時50分

開催場所 羽幌町役場 4階 第2会議室

出席した委員 磯崎委員、森光委員、佐々木委員、米山委員、福井委員、今野委員
酒井委員、大窪委員

欠席した委員 加藤委員

事務局 (福祉課) 木村課長、木村係長、渡辺主任
(財務課) 廣谷係長、和田主任

公開・非公開の別 公開

傍聴人の数 0名

議題 議案第1号 国民健康保険税賦課限度額の改正について
議案第2号 軽減判定所得の引き上げについて

令和4年度第2回国保運営協議会 議事録

【開会宣言】

(木村課長) 傍聴希望者は0名の報告

【成立宣言】

(木村課長) 委員9名中8名出席 羽幌町国民健康保険条例施行規則第4条により協議会成立を宣言。

【挨拶】

鈴木副町長 あいさつ
磯崎会長 あいさつ

【議案第1号】

(磯崎会長) 国民健康保険税賦課限度額の改正について事務局に説明を求める。

(事務局) 税務係長 廣谷 議案内容の説明

(磯崎会長) 議案第1号について質疑はないでしょうか。

(委員全員) なし。

【議案第2号】

(磯崎会長) 軽減判定所得の引き上げについて事務局に説明を求める。

(事務局) 税務係長 廣谷 議案内容の説明

(磯崎会長) 議案第2号について質疑はないでしょうか。

(委員全員) なし。

【その他】

(磯崎会長) その他説明事項について事務局に説明を求める。

(事務局) ・令和5年4月1日より乳幼児医療助成対象を18歳年度末まで拡大する旨
・新型コロナウイルス感染症関係する傷病手当金の支給期限を5月7日までとする旨
・出産育児一時金を42万円から50万円に増額となる旨

(磯崎会長) 何か質疑はございませんか。

(委員全員) なし。

【閉会宣言】

(磯崎委員) 以上で令和4年度第2回国保運営協議会を閉会します。

令和4年度 第2回

羽幌町国民健康保険運営協議会

議 案

日 時 : 令和5年3月15日(水) 午後3時30分から

場 所 : 羽幌町役場 4階 第2会議室

議 事 日 程

1 開 会

2 町 長 あ い さ つ

3 議 題

議案第1号 国民健康保険税賦課限度額の改正について

議案第2号 軽減判定所得の引き上げについて

4 そ の 他

5 閉 会

議 案 第 1 号

国民健康保険税賦課限度額の改正について

1 国民健康保険税賦課限度額の改正について

国民健康保険税の賦課額は、基礎賦課額（医療分）、後期高齢者支援金等賦課額（支援分）及び介護納付金賦課額（介護分）の合算額であり、それぞれが応益負担部分（被保険者均等割・世帯平等割）と応能負担部分（所得割・資産割）により構成されていますが、たとえ保険税負担能力がある世帯であっても、受益の限度と懸け離れた保険税が賦課されることは望ましくないと考えから、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額のそれぞれについて、賦課額の上限（賦課限度額）が設けられています。

国は社会保障制度改革で「負担能力に応じた負担」を掲げており、中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から賦課限度額を引き上げ高所得層により多く負担を求めめる方針で、引き上げは2年連続となり、基礎賦課額は前年度同額で据え置き、後期高齢者支援金等賦課額が2万円引き上げ22万円、介護納付金賦課額は前年度同額で据え置き、全体で2万円引き上げ104万円とする案で、地方税法等を改正するとしています。

● 地方税法の賦課限度額の推移

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額	合計
平成21年度	47万円	12万円	10万円	69万円
平成22年度	50万円	13万円	10万円	73万円
平成23年度	51万円	14万円	12万円	77万円
平成26年度	51万円	16万円	14万円	81万円
平成27年度	52万円	17万円	16万円	85万円
平成28年度	54万円	19万円	16万円	89万円
平成30年度	58万円	19万円	16万円	93万円
令和元年度	61万円	19万円	16万円	96万円
令和2年度	63万円	19万円	17万円	99万円
令和4年度	65万円	20万円	17万円	102万円
令和5年度	65万円	22万円	17万円	104万円

羽幌町の賦課限度額についても、地方税法の改正と同様に中間所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、限度額に達する世帯の割合が高くなることへの対応として限度額の引き上げを行っており、現行の賦課限度額は次のとおりとなっております。

●羽幌町の賦課限度額の推移

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額	合計
平成21年度改正（平成22年度賦課分）	47万円	12万円	10万円	69万円
平成22年度改正（平成23年度賦課分）	50万円	13万円	10万円	73万円
平成23年度改正（平成24年度賦課分）	51万円	14万円	12万円	77万円
平成26年度改正（平成27年度賦課分）	51万円	16万円	14万円	81万円
平成27年度改正（平成28年度賦課分）	52万円	17万円	16万円	85万円
平成28年度改正（平成29年度賦課分）	54万円	19万円	16万円	89万円
平成30年度改正（平成31年度賦課分）	58万円	19万円	16万円	93万円
令和元年度改正（令和2年度賦課分）	61万円	19万円	16万円	96万円
令和2年度改正（令和3年度賦課分）	63万円	19万円	17万円	99万円
令和4年度改正（令和4年度賦課分）	65万円	20万円	17万円	102万円

上記のとおり、羽幌町の賦課限度額の引き上げについては、条例改正後の翌年度賦課分から法定の賦課限度額を適用してきたため、国基準の1年遅れで適用となることが課題となりましたが、令和4年度から国の法定賦課限度額の引き上げに合わせて、条例改正を行っております。

これらを踏まえ、令和5年度も国が法定賦課限度額を引き上げる方針であることから、地方税法の改正に合わせ、次のとおり改正を行う予定です。

●羽幌町の賦課限度額の改正（案）

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額	合計
令和5年度改正（令和5年度賦課分）	65万円	22万円	17万円	104万円

議 案 第 2 号

5 割軽減・2 割軽減の判定所得の引き上げについて

2 5 割軽減・2 割軽減の判定所得の引き上げについて

国は物価上昇等の経済動向を踏まえた対応として、5 割軽減、2 割軽減の判定所得を引き上げる方針であり、地方税法の改正を行うとしています。

これらを踏まえ、本町では、地方税法の改正に合わせ、次のとおり改正を行う予定です。

●羽幌町の軽減判定所得の改正（案）

	改正前	改正後
5 割軽減判定所得	43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯の場合にあっては、43万円に当該給与所得者が2以上の場合にあっては、43万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額以下	43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯の場合にあっては、43万円に当該給与所得者が2以上の場合にあっては、43万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万を加算した金額以下
2 割軽減判定所得	43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯の場合にあっては、43万円に当該給与所得者が2以上の場合にあっては、43万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額以下	43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯の場合にあっては、43万円に当該給与所得者が2以上の場合にあっては、43万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額以下